

令和8年2月26日招集

令和8年第2回  
日高市議会定例会議案

## 目 次

	頁
議案第4号 令和7年度日高市一般会計補正予算(第9号)	別冊
議案第5号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第6号 令和7年度日高市介護保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第7号 令和7年度日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第8号 令和8年度日高市一般会計予算	別冊
議案第9号 令和8年度日高市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第10号 令和8年度日高市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第11号 令和8年度日高市介護保険特別会計予算	別冊
議案第12号 令和8年度日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計予算	別冊
議案第13号 令和8年度日高市水道事業会計予算	別冊
議案第14号 令和8年度日高市下水道事業会計予算	別冊
議案第15号 日高市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	4
議案第16号 日高市健幸のまち推進のための受動喫煙防止条例	17
議案第17号 日高市行政組織条例の一部を改正する条例	20
議案第18号 日高市行政手続条例の一部を改正する条例	22
議案第19号 日高市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第20号 日高市職員定数条例の一部を改正する条例	36
議案第21号 日高市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	38
議案第22号 日高市学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例	42
議案第23号 日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例	44
議案第24号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	47
議案第25号 日高市水道事業給水条例の一部を改正する条例	52

議案第26号	日高市農村研修センター条例を廃止する条例	54
議案第27号	市道の路線の認定について	55
議案第28号	市道の路線の廃止について	58

## 議案第15号

### 日高市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定

乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、埼玉県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相

互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

- 第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

- 第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する特定乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として

公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なも

のとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち、特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

特定乳児等通園支援事業の運営について、子ども・子育て支援法に基づく基準を定めたいので、この案を提出するものである。

## 議案第16号

### 日高市健幸のまち推進のための受動喫煙防止条例

たばこが健康に悪影響を及ぼすことは、多くの人が知るところです。喫煙は、喘息や慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの呼吸器疾患、肺がん、循環器疾患などにかかるリスクを高めるとされています。また、そのリスクは、喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸い込む受動喫煙により、たばこを吸わない人へ及ぶこともあります。

国においては、望まない受動喫煙をなくすため、多くの人が利用する施設を原則屋内禁煙とする健康増進法の改正・施行とともに、禁煙や分煙に関する取組を進めています。

日高市では、令和3年に行った「健幸のまち」宣言の理念に則した健康増進に関する計画等に基づき、望まない受動喫煙の防止を含めた市民の健康増進に取り組んでいます。

このような中、望まない受動喫煙が生じないように、屋外の公共の場所を含めた受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進し、もって市民が健康で生き生きと幸せに暮らす「健幸のまち」を推進することを目的に、この条例を制定するものです。

#### （目的）

第1条 この条例は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、受動喫煙の防止に関する市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、路上等における望まない受動喫煙の防止に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙 法第28条第2号に規定する喫煙をいう。
- (2) 受動喫煙 法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。
- (3) 市民等 市内に在住し、在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 路上等 市内の道路、公園、広場その他の屋外の公共の場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上等における受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、路上等における受動喫煙を生じさせることのないよう配慮しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が行う路上等における受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、路上等における受動喫煙を生じさせることのないよう必要な環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が行う路上等における受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(喫煙禁止区域の指定)

第6条 市長は、受動喫煙の防止を重点的に行うことが必要であると認める路上等における喫煙禁止区域（以下「喫煙禁止区域」という。）を指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による指定の変更若しくは解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

(喫煙の禁止)

第7条 市民等は、喫煙禁止区域において、喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した場所においては、この限りでない。

(指導)

第8条 市長は、前条の規定に違反して喫煙をしている者に対し、必要な指導を行うことができる。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第9条 市は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすこと等について、市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

受動喫煙の防止に関する市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、路上等における望まない受動喫煙の防止に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

議案第17号

日高市行政組織条例の一部を改正する条例

日高市行政組織条例（平成3年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～キ 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ク</u>・<u>ケ</u> 略</p> <p>(3) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～カ 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>キ</u> <u>交通政策に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ク</u> 略</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～キ 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ク</u> <u>交通政策に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ケ</u>・<u>コ</u> 略</p> <p>(3) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～カ 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>キ</u> 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

令和8年度の組織機構の変更に伴う事務分掌の変更をしたいので、この案を提出するものである。

議案第18号

日高市行政手続条例の一部を改正する条例

日高市行政手続条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則</u></p>	<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この条例による改正後の日高市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

#### 提 案 理 由

行政手続法の改正に伴い、所在が判明しない者に対する聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示の方法その他所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

議案第19号

日高市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

日高市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p><u>日高市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u></p>	<p><u>日高市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県条例等</u> 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例</p>

(2) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び執行機関の規則をいう。

(3) 市の機関等 市の執行機関、公営企業管理者若しくはこれらに置かれる機関、これらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(5)・(6) 略

(7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

(8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当た

（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。

(3) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。

(4) 市の機関 市の執行機関、公営企業管理者又はこれらに置かれる機関をいう。

(5) 市の執行機関等 市の執行機関又は公営企業管理者をいう。

(6) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(7)・(8) 略

(9) 申請等 申請、届出その他の法令、県条例等又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

(10) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当た

る行為をいう。)の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

(9)縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(10)作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(11)略

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に

る行為をいう。)の通知その他の法令、県条例等又は条例等の規定に基づき市の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

(11)縦覧等 法令、県条例等又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(12)作成等 法令、県条例等又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(13)略

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当

備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項

当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代え

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

ることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することがで

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

きる場合には、添付することを要しない。

(市による情報システムの整備等)

第8条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 市は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 略

(市の手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報化の進展状況等を勘案し、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 略

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(職員団体の登録に関する条例の一部改正)

2 職員団体の登録に関する条例(昭和41年条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>日高市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>(平成17年条例第15号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子計算機を使用して申請がされた場合には、申請書の正副2通が提出されたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(規約等の変更又は解散の届出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>日高市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>第3条第1項の規定により同項に規定する電子計算機を使用して届出がされた場合には、届出書の正副2通が提出されたものとみなす。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>日高市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>(平成17年条例第15号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子計算機を使用して申請がされた場合には、申請書の正副2通が提出されたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(規約等の変更又は解散の届出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>日高市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>第3条第1項の規定により同項に規定する電子計算機を使用して届出がされた場合には、届出書の正副2通が提出されたものとみなす。</p> <p>4・5 略</p>

(日高市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

3 日高市固定資産評価審査委員会条例(平成3年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>日高市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>(平成17年条例第15号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子計算機を使用して審査の申出がされた場合には、審査申出書の正副2通が提出されたものとみなす。</p> <p>3～7 略</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>日高市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>(平成17年条例第15号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子計算機を使用して審査の申出がされた場合には、審査申出書の正副2通が提出されたものとみなす。</p> <p>3～7 略</p>
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>日高市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>第3条第1項の規定により同項に規定する電子計算機を使用して弁明がされた場合には、弁明書の正副2通が提出されたものとみなす。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>日高市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>第3条第1項の規定により同項に規定する電子計算機を使用して弁明がされた場合には、弁明書の正副2通が提出されたものとみなす。</p> <p>3～6 略</p>

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

#### 提 案 理 由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨を踏まえ、行政手続において、電子情報処理組織等を使用し、確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合の添付書面等の省略その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第20号

日高市職員定数条例の一部を改正する条例

日高市職員定数条例（昭和40年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、教育委員会の事務部局に勤務する<u>一般職の常勤の職員（臨時の職に任用された職員を除く。以下「職員」という。）</u>、教育委員会の所管に属する学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の職員並びに企業職員の定数を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、教育委員会の事務部局に勤務する<u>職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）</u>、教育委員会の所管に属する学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の職員並びに企業職員の定数を定めるものとする。</p>

<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>303人</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局の職員、教育委員会の所管に属する学校の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>57人</u></p> <p>(8) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第3条 <u>前条第1項各号</u>に掲げる職員の定数の配分は、それぞれ任命権者が定める。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>298人</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局の職員、教育委員会の所管に属する学校の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>62人</u></p> <p>(8) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第3条 <u>前条各号</u>に掲げる職員の定数の配分は、それぞれ任命権者が定める。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

第7期定員管理計画策定に際し、実情に合わせて職員定数を変更したいので、この案を提出するものである。

議案第21号

日高市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日高市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行</p>

列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

<p><u>6</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める<u>額</u>、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）<u>及び前項第1号に定める額</u>の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>第2項から前項までの規定にかかわらず</u>、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>7</u> 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間）に係る最初の月（<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあっては、その翌月</u>）の市規則で定める日に支給する。</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市規則で定める期間（自動車等<u>及び駐車場等</u>に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p> <p><u>10</u> 略</p>	<p><u>5</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める<u>額及び特別料金等相当額</u>をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず</u>、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>6</u> 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間）に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p> <p><u>9</u> 略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。

令和8年2月26日提出

提 案 理 由

市職員の駐車場等の利用に対する通勤手当を新設したいので、この案を提出するものである。

議案第22号

日高市学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例

日高市学校体育施設等の開放に関する条例（平成26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改正後	改正前		
<p>別表（第10条、第19条関係）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校運動場（夜間照明施設を利用する場合）</p> <table border="1" data-bbox="147 868 1104 920"><tr><td>略</td></tr></table> <p><u>備考</u> <u>上記(1)から(3)までの体育館に設置された空調設備の使用料は、当該体育館の利用区分に応じて2時間につき1,000円とする。</u></p>	略	<p>別表（第10条、第19条関係）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校運動場（夜間照明施設を利用する場合）</p> <table border="1" data-bbox="1167 868 2123 920"><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

### 提 案 理 由

学校体育館に設置された空調設備の利用に係る使用料を定めたいので、この案を提出するものである。

議案第23号

日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日高市国民健康保険条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、昭和34年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条</u> この条例は、昭和34年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p><u>第2条</u> 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われると</u></p>

きに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができるときは、これを受けことが出来る期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けことが出来る給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用の終了に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第24号

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日高市国民健康保険税条例（昭和43年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 略</p>	<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 略</p>

<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</p> <p>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の8.16</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>4万9,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.77</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万6,700円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</p> <p>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>4万2,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万5,600円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.38を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万6,800円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 3万4,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,690円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万7,900円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2万9,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万920円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納

付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）  
） 1人について 1万1,760円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2万4,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,350円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,400円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 9,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,340円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,360円

2 略

(1) 略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,425円

付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）  
） 1人について 1万2,530円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2万1,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,800円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,950円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 8,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,120円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,580円

2 略

(1) 略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,330円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万2,375円</u>	イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万550円</u>
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万9,800円</u>	ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万6,880円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万4,750円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万1,100円</u>
(2) 略	(2) 略
ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,505円</u>	ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,340円</u>
イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,175円</u>	イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,900円</u>
ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,680円</u>	ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,240円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,350円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,800円</u>
3 略	3 略

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の日高市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

国民健康保険税の課税限度額、所得割額及び均等割額の改定を行いたいので、この案を提出するものである。

議案第25号

日高市水道事業給水条例の一部を改正する条例

日高市水道事業給水条例（昭和46年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改正後		改正前	
別表第1（第5条の2関係）		別表第1（第5条の2関係）	
メーターの口径	金額	メーターの口径	金額
13ミリメートル	<u>132,000円</u>	13ミリメートル	<u>120,000円</u>
20ミリメートル	<u>198,000円</u>	20ミリメートル	<u>180,000円</u>
25ミリメートル	<u>264,000円</u>	25ミリメートル	<u>240,000円</u>
30ミリメートル	<u>528,000円</u>	30ミリメートル	<u>480,000円</u>
40ミリメートル	<u>792,000円</u>	40ミリメートル	<u>720,000円</u>
50ミリメートル	<u>1,980,000円</u>	50ミリメートル	<u>1,800,000円</u>
<u>75ミリメートル</u>	<u>5,940,000円</u>	<u>75ミリメートル以上</u>	<u>別に定める。</u>
<u>100ミリメートル</u>	<u>9,240,000円</u>		
<u>150ミリメートル</u>	<u>18,480,000円</u>		
<u>200ミリメートル</u>	<u>31,350,000円</u>		

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日高市水道事業給水条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の給水装置の新設又は改造の申込みに係る加入分担金から適用し、同日前の給水装置の新設又は改造の申込みに係る加入分担金については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

#### 提 案 理 由

給水装置の新設等に係る加入分担金について、メーターの口径が75ミリメートル以上の場合の金額を規定するとともに、額の見直しをしたいので、この案を提出するものである。

議案第26号

日高市農村研修センター条例を廃止する条例

日高市農村研修センター条例（昭和50年条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市農村研修センターを廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第27号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて議決を求める。

整理番号	路線名	起 終 点 点	重要経過地
1	幹線99号	日高市大字旭ヶ丘字松の台884番1地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台908番1地先	
2	B1261号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台877番地先 日高市大字旭ヶ丘字萩の台147番1地先	
3	B1262号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台981番地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台985番地先	
4	B1263号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台848番地先 日高市大字旭ヶ丘字萩の台155番1地先	
5	B1264号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台988番地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台989番地先	
6	B1265号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台761番地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台762番3地先	
7	B1266号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台757番1地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台764番1地先	
8	B1267号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台749番1地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台800番地先	

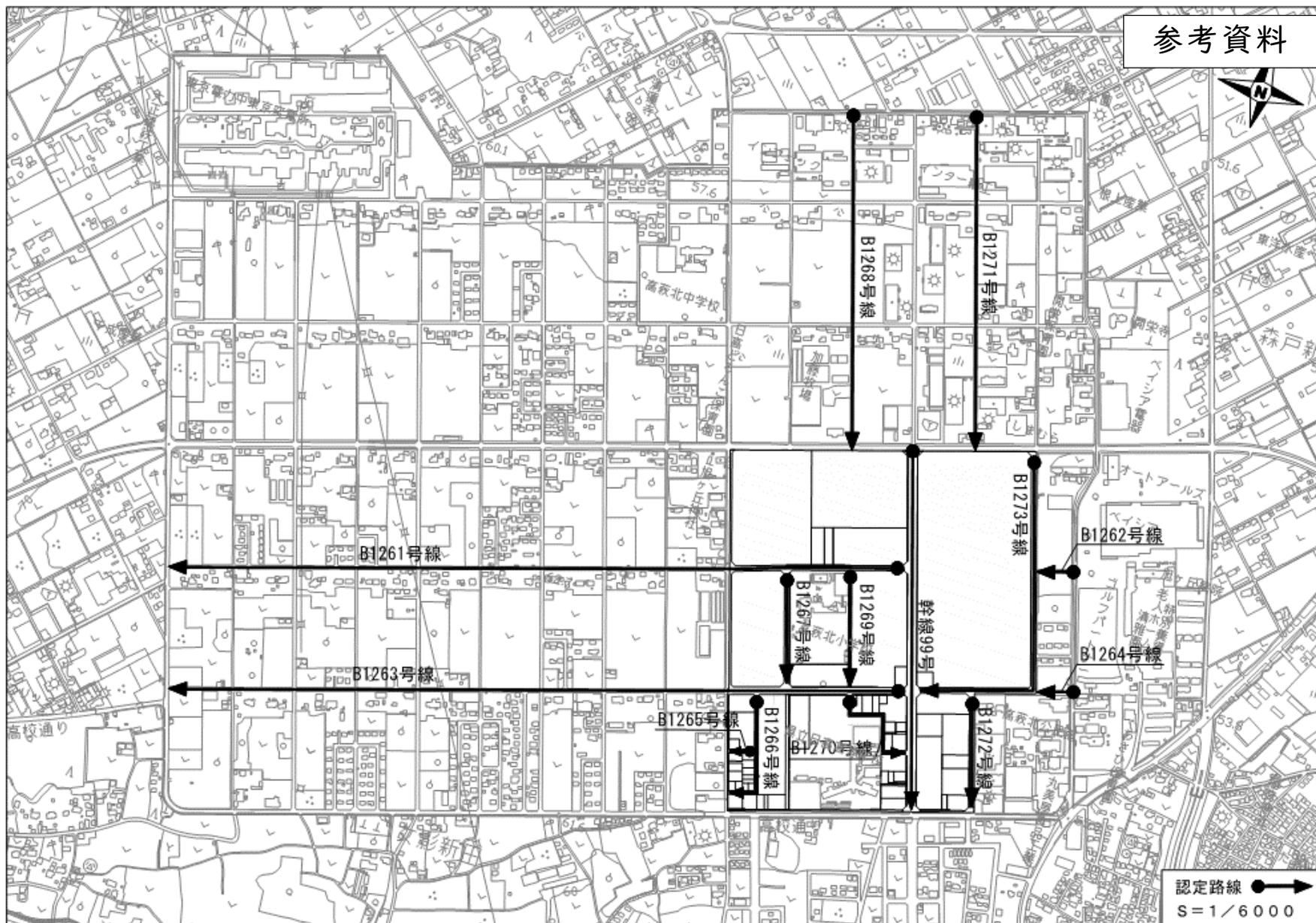
9	B1268号線	日高市大字旭ヶ丘字竹の台591番1地先 日高市大字旭ヶ丘字竹の台611番1地先	
10	B1269号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台800番地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台848番地先	
11	B1270号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台806番地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台861番地先	
12	B1271号線	日高市大字旭ヶ丘字竹の台632番32地先 日高市大字旭ヶ丘字竹の台691番2地先	
13	B1272号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台901番2地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台955番1地先	
14	B1273号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台978番1地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台901番1地先	

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

#### 提 案 理 由

上記の市道の路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。



議案第28号

市道の路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて議決を求める。

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要経過地
1	B799号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台985番地先 日高市大字旭ヶ丘字萩の台146番2地先	
2	B800号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台989番地先 日高市大字旭ヶ丘字萩の台154番1地先	
3	B808号線	日高市大字旭ヶ丘字竹の台672番16地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台909番地先	
4	B831号線	日高市大字旭ヶ丘字竹の台591番1地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台856番1地先	
5	B1171号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台885番6地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台861番地先	
6	B1173号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台985番1地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台963番1地先	
7	B1174号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台789番1地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台752番1地先	
8	B1175号線	日高市大字旭ヶ丘字松の台979番1地先 日高市大字旭ヶ丘字松の台937番1地先	

令和8年2月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

上記の市道の路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

参考資料

